

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表2号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年5月24日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 28 年 5 月 11 日（水）

### 3. 監査対象の課等

議会事務局

### 4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 28 年度大磯町監査基本計画等による

③その他

高橋英俊監査委員は、監査の範囲のうち政務活動費に関する部分については地方自治法第 199 条の 2 の規定により、排斥とした。

### 5. 所掌事務の概要

議会の本会議、常任委員会及び特別委員会等の開催、議員活動の援助、議会だよりの発行、請願、陳情やその他議事、調査等に関する事務を行っている。

（根拠規定：大磯町議会事務局の設置に関する規程第 3 条）

### 6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

意見及び要望については、以下のとおりである。

- ・議会ホームページについて

ホームページには本会議・委員会会議のほか、全員協議会等の会議録が掲載されているので、全戸配布の議会だよりでのお知らせなどで、引き続き町民への周知を図られたい。

- ・政務活動費について

政務活動費交付金については、今後も収支報告書を開示することで、使途に対する透明性・公正性を確保し、議員活動に資するよう努められたい。